

仙台市ガス局規程第八号

仙台市ガス局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月十八日

仙台市ガス事業管理者 佐野 直樹

仙台市ガス局会計規程の一部を改正する規程

仙台市ガス局会計規程（昭和四十二年仙台市ガス局規程第二号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(出納員への委任)</p> <p>第四条 ガス事業管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号に掲げる事務を出納員に委任する。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 経営企画課</p> <p>イ [略]</p> <p><u>【新設】</u></p> <p>[三～十五 略]</p> <p>(物品の意義)</p> <p>第九十六条 この規程で物品とは、局の管理に属するものうち、金銭、<u>有価証券</u>以外の動産で固定資産でないものをいう。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(出納員への委任)</p> <p>第四条 ガス事業管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号に掲げる事務を出納員に委任する。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 経営企画課</p> <p>イ [略]</p> <p><u>ロ カーボン・クレジットの出納及び保管</u></p> <p>[三～十五 略]</p> <p>(物品の意義)</p> <p>第九十六条 この規程で物品とは、局の管理に属するものうち、金銭<u>及び</u>有価証券以外の動産で固定資産でないもの<u>並びに無形資産のうち管理者が定めるもの</u>をいう。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(ガス局総務部財務課)